令和5年(2023年)5月16日5月定例教育委員会第5号議案関係資料

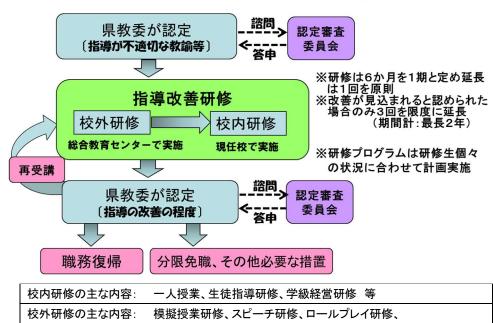
指導改善研修について

1 指導改善研修に係る法的根拠

- (1)滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)
- (2)教育公務員特例法第25条
- ○「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児に対する<u>指導が不適切であると認定した教諭等</u>に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(指導改善研修)を実施しなければならない。」
 - 〈参考〉「指導が不適切である」教諭等の定義(指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン) 知識,技術,指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため,日常的に児童等への指導を 行わせることが適当ではない教諭等のうち,研修によって指導の改善が見込まれる者
- ○「認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指 導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者であ る者の意見を聴かなければならない。」
- (3)指導が不適切な教員の認定等に関する規則(平成20年滋賀県教育委員会規則第10号)
- ○「県教育委員会は、(県立学校または市町教育委員会からの)報告書の提出があった教員について、指導が不適切な教員の認定を行う。認定に際しては、あらかじめ、<u>滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会</u>および教員本人の意見を聴くものとする。」
- (4)滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会規則(平成25年滋賀県教育委員会規則第12号)
- 2 指導が不適切である教諭等の認定から研修後の措置までの流れ

指導が不適切な教員に対する人事管理

根拠 教育公務員特例法第25条 指導が不適切な教員の認定等に関する規則



指示課題研修、面談指導、自然探索、課題作文 等

3 これまでの事業成果・効果(成果の分析・検証) R5.4.1 時点

認定 (H14.9~R5.4) 3 7名 (小学校17名、中学校10名、高校8名、特支2名) (20代3名、30代7名、40代13名、50代14名)

内訳復帰 17 名職種変更 1 名自己退職 18 名分限免職 1 名

〇教育公務員特例法 (抜粋)

(昭和二十四年一月十二日) (法律第一号)

(指導改善研修)

- 第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する<u>指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。</u>
- 2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- 3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者 の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成 しなければならない。
- 4 任命権者は、<u>指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の</u> 児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。
- 5 任命権者は、<u>第一項及び前項の認定に当たつて</u>は、教育委員会規則(幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。)で定めるところにより、<u>教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をい</u>う。)である者の意見を聴かなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認 定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分 でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対 して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

〇滋賀県附属機関設置条例 (抜粋)

平成25年7月5日 滋賀県条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

- 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならび に委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。
- 2 委員は、執行機関が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。(一部改正〔令和2年条例10号〕)

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置く ことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表(第2条関係)

- 1 知事の附属機関 省略
- 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数		委員の構成	委員の任期
滋賀県指導不	教育委員会の諮問に応じ	7人以内	(1)	学識経験を有する者	2年
適切教諭等認	て教育公務員特例法(昭		(2)	保護者である者	
定審査委員会	和24年法律第1号)第25		(3)	その他教育委員会が	
	条第1項の規定による児童		遃	i当と認める者	
	等に対する指導が不適切				
	な教諭等の認定および同				
	条第4項の規定による児童				
	等に対する指導の改善の				
	程度に関する認定につい				
	て審査すること。				

〇指導が不適切な教員の認定等に関する規則(抜粋)

平成20年3月31日

滋賀県教育委員会規則第10号

(指導が不適切な教員の認定)

- 第7条 県教育委員会は、前条第1項または第2項の規定により報告書の提出があった教員について、指導が不適切な教員の認定を行う。
- 2 前項の認定は、専門的知識、専門的技術、指導方法、児童生徒理解等の観点および当該観点ごとに設定した評価項目に照らして評価するなど、総合的に判断する。
- 3 第1項の認定に際しては、県教育委員会は、あらかじめ、滋賀県指導不適切教諭等認 定審査委員会および教員本人の意見を聴くものとする。
- 4 前項の規定による教員本人の意見を聴く方法は、書面または口頭のいずれかまたは双 方によるものとする。

(指導改善研修の終了時における指導の改善の程度の認定)

- 第14条 県教育委員会は、指導改善研修を終了した教員の指導の改善の程度の認定を行う ものとする。
- 2 前項の指導の改善の程度は、次のいずれかとする。
 - (1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度
 - (2) 児童等に対する指導が不適切であるが、指導改善研修を開始した日から引き続き 2年を超えない範囲で、さらに指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度まで の改善が見込まれる程度
 - (3) 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度
- 3 第1項の規定による認定を行うに当たっては、第7条第2項から第4項までの規定を <u>準用</u>する。